

冷凍用圧力容器の溶接基準検討分科会の設置の趣旨、委員名簿

1. 趣旨

冷凍用圧力容器の溶接基準（KHKS 0401）は、冷凍用圧力容器及び冷媒設備の配管（可燃性ガス及び毒性ガスに限る。）であって、冷媒ガスの圧力を受ける部分の溶接についての基準であり、冷凍機器の製造過程において、KHKが認定した冷凍機器溶接士[※]等が本基準により保安上適正な溶接を行い機器の製造を行うとともに、冷凍機器の使用者が、冷凍設備を機器製造者に製造させる場合の溶接に係る基準である。

この度、技術委員会において承認された技術基準整備3ヶ年計画に基づいて、本基準の見直しを行うことから、冷凍空調規格委員会のもとに「冷凍用圧力容器の溶接基準検討分科会」を設置（常設）することとしたい。

※ 冷凍機器溶接士の認定制度は、容器や冷媒ガス配管の溶接の良否は、溶接士個人の技量に負うところが大きく、製品の良否が定まる度合い大きいことから、KHKの自主事業として、冷凍機器の溶接の安全性向上に資するため、溶接に関する技量（JIS Z 3801等）と高圧ガス保安法に係る学識（第1種冷凍機械等）の資格を有する者を認定する制度

2. スケジュール(予定)

- ① 冷凍用圧力容器の溶接基準検討分科会 平成19年3月末から3回程度開催
- ② 冷凍空調規格委員会 平成19年7月頃
- ③ 書面投票
- ④ 冷凍空調規格委員会で承認された場合、パブリックコメントを実施（期間：1ヶ月間～）

3. 分科会委員

業種バランスシート（別添参照）（注：名簿は公開していません。）

4. 運営

本分科会の運営は、技術基準策定手順書による。